

I 平成20年度予算総括

1. 平成20年度予算の基本方針

経済活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することが求められている。また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、地域の活性化を実現することが求められている。

このため、都市再生・地域再生に資する土地区画整理事業について、民間による事業展開等を図りつつ、集約型都市構造の実現に向けて、拠点的市街地の形成、および既成市街地の再生に資する事業を推進する。

【既成市街地の再生】

我が国の都市は、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化が進み、拡散型の都市構造となってきたが、人口増加も頭打ちとなる中で、環境と共生した持続可能な循環型社会の構築が求められており、コンパクトな市街地に改編して集約型の都市構造を実現することが必要となっている。

このため、土地区画整理事業の展開について、既成市街地の再生を重点的に推進することとして、不足する都市基盤施設の整備だけでなく、細分化している敷地や街区の統合化、共同化等を推進して、良質な都市空間の形成を図る。特に、集約型都市構造の拠点となるべき駅周辺や中心市街地等の拠点的市街地の形成を図る事業、20世紀の負の遺産の代表である密集市街地の防災性の向上を図る事業を推進する。

これらを促進するため、都市再生区画整理事業について、重点地区の事業タイプの再編、補助限度額の積算対象の追加等の拡充を行う。

【民間による事業展開】

既成市街地内において土地区画整理事業を推進するためには、地方公共団体だけで取り組むのではなく、民間のノウハウや資力・信用等をより一層活用するとともに、民間の動向や意向に対応することが重要である。

このため、個人、組合、区画整理会社等の民間施行による事業を積極的に推進していく。

【停滞している組合事業の再生】

近年の宅地需要や地価の低迷に伴い、経営困難となっている組合も見られることから、経営実態を把握するとともに、総事業費の削減等の自助努力を含め事業の見直しを早期に行う必要がある。

このため、国として組合経営の健全化に向けた対応方策を技術的助言としてとりまとめ、地方公共団体に周知したところであり、組合の自助努力、無利子貸付金の活用等により、早期健全化を図る。

【良好な都市環境の形成】

歴史、文化、風土等の地域の個性を重視しながら美しい景観を形成することが求められており、景観法（平成16年6月公布）、電線類地中化に係る「無電柱化推進計画」（5ヶ年計画、平成16年4月策定）等を活用しつつ、歴史的資産を活かした市街地整備を進め、土地区画整理事業において美しい景観の形成を推進する。

また、地球環境問題に対応して、地区・街区レベルにおける包括的な環境負荷削減対策を強力に推進する先導的都市環境形成総合支援事業を創設するとともに、エコまちネットワーク整備事業において、地区要件の緩和、補助対象施設の追加を行う。

【事業実施における留意点】

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・事業効果の早期発現、民間投資の誘発を図るため、時間管理概念の考え方を導入して、駅前広場やまちの中核となる施設の早期供用を図ること。
- ・事業効果が広範に及ぶ事業、短期集中投資を要する事業、先導的役割を果たす事業等、国庫補助の重点化・効率化を図るとともに、事業実施にあたっては適切に新規採択時評価、再評価を行うこと。
- ・新規補助については、都市計画決定済み又は決定が確実であるものに限定すること。また、仮換地前の換地諸費については、原則として採択後5年間に限定し、早期の事業展開を図ること。
- ・長期未着手地区や事業停滞地区については、必要性・緊急性等の観点から再点検し、事業の取りやめや区域縮小を含め、必要に応じ適時適切に見直しを行うことが望ましい。

2. 土地区画整理事業関係予算総括表

(単位:百万円)

区 分	20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(社会資本整備事業特別会計:道路整備勘定)						
土地区画整理事業	163,123	90,969	180,244	100,320	0.91	0.91
(一般会計)						
都市再生推進事業						
都市再生区画整理事業	8,111	3,631	8,291	3,691	0.98	0.98
エコまちネットワーク整備事業	1,093	300	510	170	2.14	1.76
都市開発事業調査	23	23	24	24	0.96	0.96
計	9,227	3,954	8,825	3,885	1.05	1.02
先導的都市環境形成促進事業費補助金(行政経費)	640	300	0	0	—	—
市街地再開発事業等						
市街地再開発事業	36,119	12,087	40,387	13,504	0.89	0.90
まちづくり交付金	640,000	251,000	612,000	243,000	1.05	1.03
(社会資本整備事業特別会計:業務勘定)						
土地区画整理事業資金融資	9,566	0	10,682	0	0.90	—

- (注) 1. 土地区画整理事業の20年度には、重点施策推進要望に係る施策として、事業費 242百万円、国費 121百万円を含む。
 2. 先導的都市環境形成促進事業費補助金の20年度は、重点施策推進要望に係る施策であり、市街地整備課、街路課、公園緑地課共管である。
 3. まちづくり交付金の20年度には、重点施策推進要望に係る施策として、事業費 25,000百万円、国費 10,000百万円を含む。
 4. 土地区画整理事業には、地方道路整備臨時交付金分(見込値)を含む。
 5. エコまちネットワーク整備事業は、街路課所管分を含む。
 6. 土地区画整理事業資金融資の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額(この2分の1を国から地方公共団体に貸付け)であり、国費は一般会計からの繰入額である。
 7. 本表のほかに、土地区画整理事業調査(街路交通調査(事業費 2,498百万円(前年度 2,546百万円)、国費 1,136百万円(前年度 1,140百万円))の内数)がある。
 8. 市街地再開発事業には、住宅街区整備事業、防災街区整備事業、都市再開発支援事業、地区再開発事業を含む。

○ 土地区画整理補助事業実施予定箇所数(社会資本整備事業特別会計:道路整備勘定)

区 分	20年度			前年度
	新規	継続	計	
公共団体等	10	343	353	378
組合等	6	116	122	132
計	16	459	475	510

○ 国庫債務負担行為(社会資本整備事業特別会計:道路整備勘定)

(単位:百万円)

区 分	20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
用地国債	3,000	1,500	3,000	1,500	1.00	1.00

○ 土地区画整理事業関係新規事項等

(1) 集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備の推進のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

重点地区の対象に都市再生緊急整備地域や都市計画マスタープラン等において位置付けられた地域の拠点等を追加するとともに、既成市街地における事業への支援の重点化等を行う。(P.5参照)

(2) 歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりの推進のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

①「歴史的風致維持向上計画(仮称)」に基づく事業地区を重点地区に追加する。

②歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加する。(P.6参照)

(3) 地震に強い都市づくりの推進のための制度の拡充(都市再生区画整理事業)

都市再生区画整理事業において、「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置付けられた事業の防災関連施設の整備費を補助限度額の積算対象に追加する。(P.7参照)

(4) 多様な主体による市街地整備事業の初動期活動の推進のための制度の拡充 (都市再開発支援事業)

事業主体に土地区画整理事業等の関係主体を追加する。(P.8参照)

(5) 省CO₂型の都市構造の構築を実現する事業の創設(先導的都市環境形成総合支援事業)

地区・街区レベルの環境負荷削減を推進するため、エネルギーの面的利用、民有地等の緑化、都市交通施策に係る支援の拡充に加え、関係者間の一体的取組のコーディネート、社会実験等への支援制度を創設する。(P.9、10参照)

また、「地方道路整備臨時交付金」についても、以下の拡充等が図られます。
(P.14参照)

○地方道路整備臨時交付金の制度改善(一般国道の追加・国費割合の引上げ) [拡充]

○地方道路整備臨時貸付制度の創設 [新規]

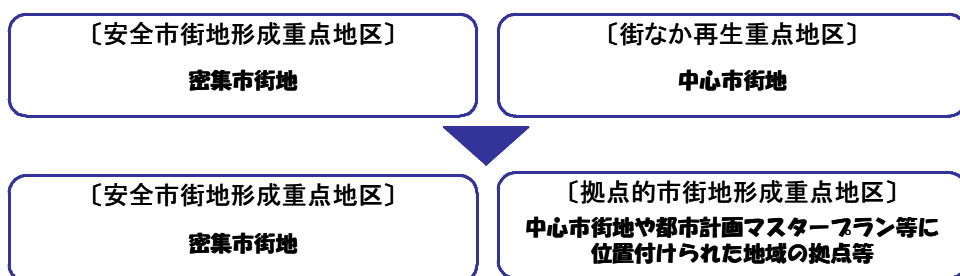
3. 新規事項等の概要

(1) 集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備の推進のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

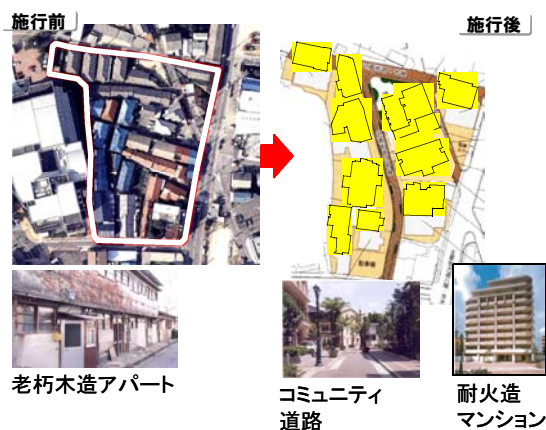
人口減少・超高齢社会に対応するため、拡散型の都市構造からコンパクトな集約型の都市構造への転換が求められている。しかしながら、拠点としての役割が期待される駅周辺や中心市街地等では、基盤整備の不足や土地の細分化等により低密度な利用にとどまっている。

そこで、都市基盤整備施設の整備とあわせて街区の再編を行い、都市機能の集積、土地の有効利用を促進し、集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備を推進するため、重点地区の対象に都市再生緊急整備地域や都市計画マスタープラン等において位置付けられた地域の拠点等を追加するとともに、既成市街地における事業への支援の重点化等を行う。

<集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備に向けた重点地区の再編>



<密集市街地の解消のイメージ>



<拠点的市街地形成のイメージ>



(2) 歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりの推進のための制度の拡充
(都市再生区画整理事業)

歴史的な資産は、美しい日本の国土を形成する次世代に継承されるべき国民共有の資産であり、また、これらを含む歴史的環境の保全・整備によるまちづくりが求められている。

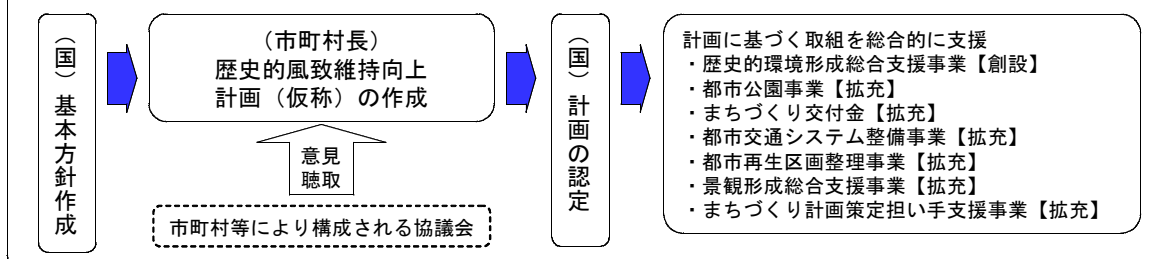
このため、土地区画整理事業において、市街地の整備とあわせて、伝統的建築物等の歴史的資産を活かしたまちなみ形成が推進されるよう、都市再生区画整理事業について以下の支援措置を講じる。

- ①「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に基づく事業を重点地区に追加
- ②歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加

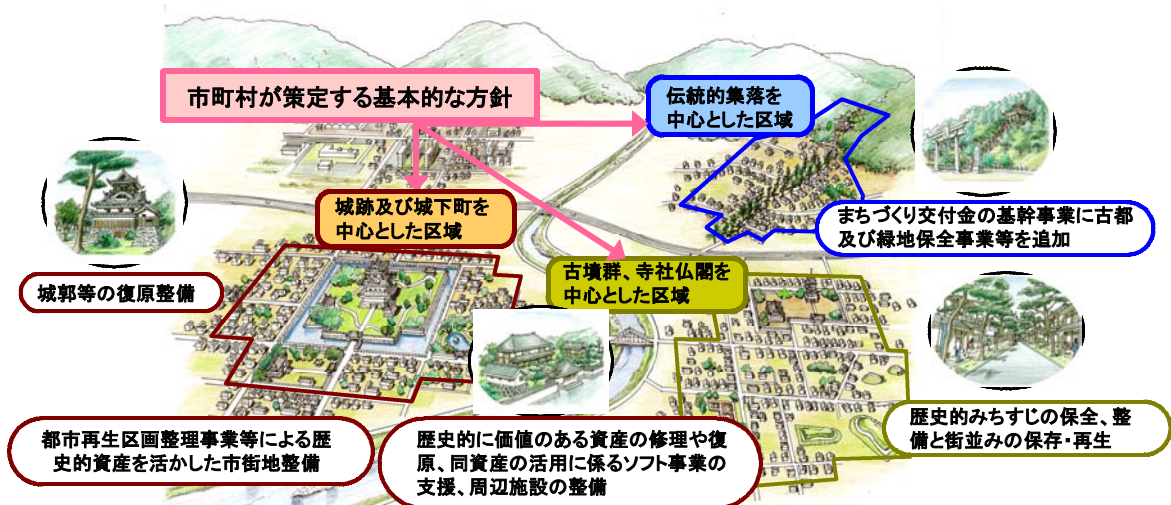
歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりの推進

失われつつある歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（仮称）」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画（仮称）に即して行われる、城跡・古墳・歴史的建造物等の歴史的に重要な施設の復原・修理等や歴史的資産を活かしたまちなみ形成を支援する。

<地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(仮称)に基づくスキーム>



<歴史的風致の維持及び向上によるまちづくり推進イメージ>



(3) 地震に強い都市づくりの推進のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

平成19年に発生した、能登半島地震、新潟県中越沖地震の被害状況を鑑み、避難地、避難路の整備やライフラインの耐震化等、地震に強い都市の早期形成に向けた取組の推進の必要性が高まっている。については、地震対策の早期実施を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について各種事業において重点実施するとともに、補助対象施設に特例を設ける「地震に強い都市づくり緊急整備事業」を創設する。

都市再生区画整理事業については、「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置付けられた事業について、防災関連施設の整備費を補助対象とし、補助限度額に追加する。

<地震に強い都市づくり緊急整備事業のイメージ>

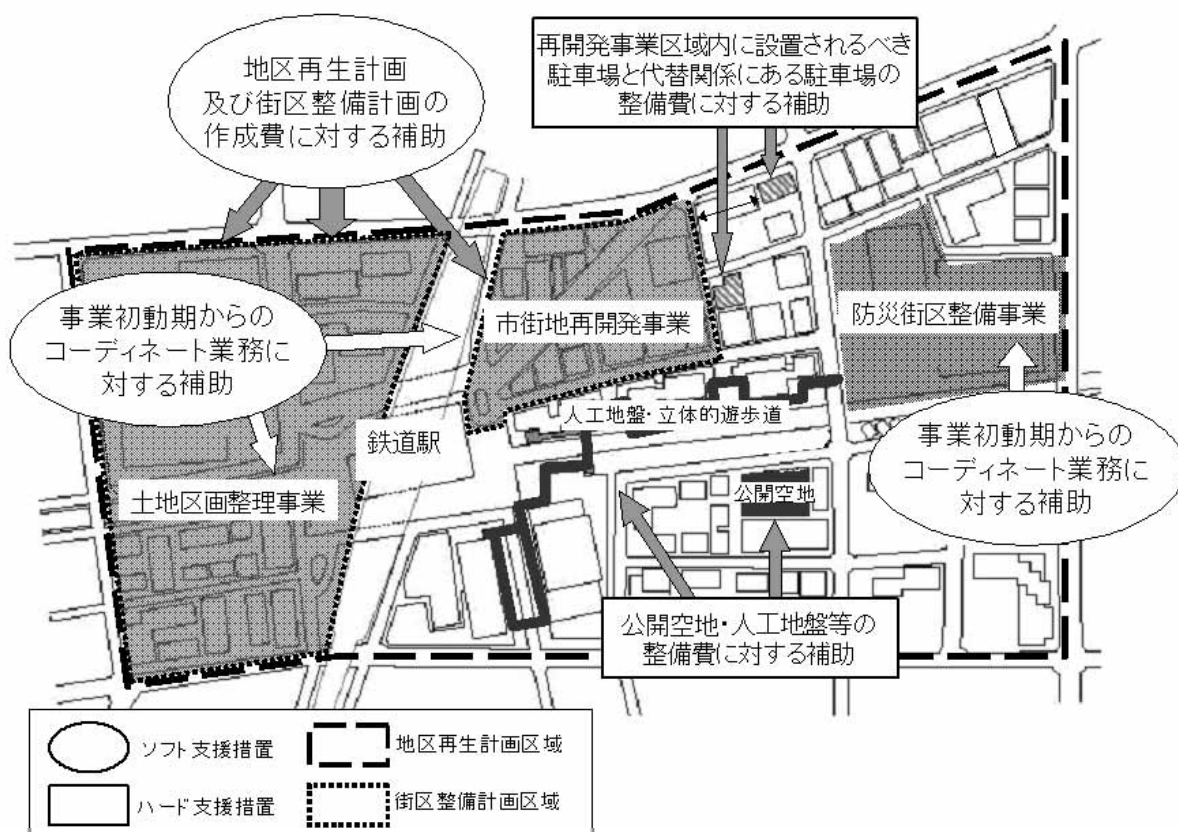


(4) 多様な主体による市街地整備事業の初動期活動の推進のための制度の拡充
(都市再開発支援事業)

多様な主体の参画による土地区画整理事業や市街地再開発事業等の立ち上げや計画立案・調整等に対し支援することにより、市街地の再開発を促進し、また、連鎖的な事業展開を図るためのコーディネートを行い都市計画道路と一体となった総合的な再開発を推進することが、地域の活性化に有効である。

このため、都市再開発支援事業の事業主体に、土地区画整理事業等の関係主体を追加する。

<都市再開発支援事業による支援のイメージ>



(5) 省CO₂型の都市構造の構築を実現する事業の創設（先導的都市環境形成総合支援事業）

我が国のCO₂総排出量のうち、約2分の1が主として都市活動に起因しており、このCO₂排出量は顕著に増大する一方で、吸収源となる都市部のみどりは減少している。このことから、今後は都市政策として環境対策に取り組むことが急務である。

このため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、エネルギーの面的利用の促進、民有地等を活用した緑化の推進、都市交通施策の推進に向けた支援制度の拡充を図るとともに、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する新たな支援措置を創設する。

先導的都市環境形成総合支援事業の創設

《拠点的市街地等における地区・街区レベルの先導的な都市環境対策》



○先導的都市環境形成促進事業の創設（行政経費）

公民が一体となった先導的な都市環境対策を強力に支援するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する新たな支援措置を創設する。

【計画策定費補助】

先導的都市環境形成計画の策定に要する経費に対する補助

【コーディネート事業費補助】

都市環境対策の実施に向けて関係者の合意形成を図るために必要な調査検討等に要する経費に対する補助

【社会実験・実証実験等実施費補助】（5年間の限定措置）

先導的な対策の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証実験、ソフト活動等に要する経費に対する補助

○エネルギー面的利用に対する包括的支援のための制度の拡充（エコまちネットワーク整備事業）

都市のCO₂排出量の更なる削減のためには、エネルギーの面的利用の区域を積極的に広げる必要があることから、先導的都市環境形成計画に位置付けられた地区において、地区要件の緩和、補助対象施設の追加といった拡充を行う。

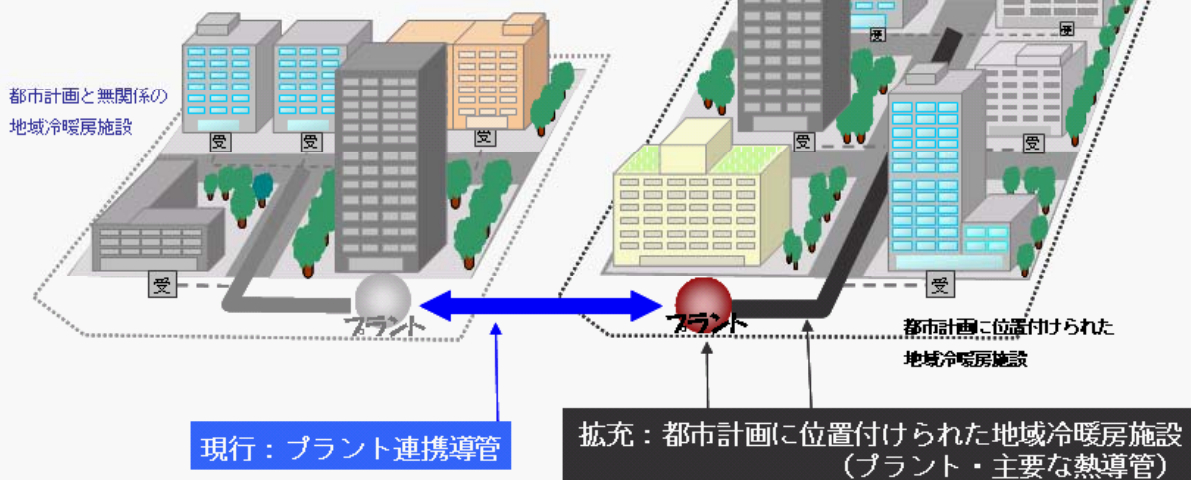
①地区要件の緩和

現行：都市再生本部にて決定された
都市再生緊急整備地域



拡充：先導的都市環境形成計画に
位置付けられた地域の追加

②補助対象施設の追加



新たに補助対象とする地域冷暖房に対し、長期借入金の利子相当額の1/3を補助。